

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成29年12月 1 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

焼津漁港管理事務所長 奈木 邦夫

2 担当部局

〒425-0021 静岡県焼津市中港5丁目19-1

静岡県焼津漁港管理事務所管理課

電話番号 054-628-3126

3 入札に付する事項

- (1) 入 札 番 号 焼港管第105号
- (2) 委託業務及び数量 平成29年度焼津漁港管理事務所事務機器等移設業務委託 一式
- (3) 委託業務の内容等 仕様書による。
- (4) 委 託 期 間 平成30年 1 月16日から平成30年 3 月28日まで
- (5) 業 務 場 所 仕様書で示す場所
- (6) 入 札 方 法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品購入等及び一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「運送」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 過去に国若しくは地方公共団体の事務所等又は公共施設（病院、図書館等）の移設業務を受注し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」とい

う。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成29年12月4日(月)から平成29年12月12日(火)までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無償により直接配布するものとする。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により申請書等を平成29年12月19日(火)午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に入札説明書の配布場所に提出すること。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時

平成30年1月10日(水) 午前10時00分

(2) 入札の場所

〒425-0021 静岡県焼津市中港5丁目19-1

静岡県焼津漁港管理事務所 1階会議室

8 その他

(1) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札、又は入札心得書において示した条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 再度入札

予定価格の制限に達した価格の無いときは、直ちに再度の入札を行う。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 入札説明会は開催しない。

(9) 詳細は入札説明書による。